

平成25年度

羽村市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

羽村市監査委員



羽 監 発 第 26 号

平成26年8月20日

羽村市長 並 木 心 様

羽村市代表監査委員 川 邊 慶之助

羽村市監査委員 船 木 良 教

平成25年度羽村市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度羽村市健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

平成25年度羽村市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

I 審査の概要

1 審査の期間

平成26年7月18日から平成26年8月11日まで

2 審査の方法

羽村市健全化判断比率及び資金不足比率の審査は、市長から提出された健全化判断比率と資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

II 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算出されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されているものと認められた。

記

(単位:%)

健全化判断比率	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.15	20.00
連結実質赤字比率	—	18.15	30.00
実質公債費比率	2.7	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、それぞれ赤字額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がそれぞれマイナス比率(実質収支の黒字)となるためである。

将来負担比率の「—」は、将来負担額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、将来負担比率がマイナス比率となるためである。

(単位:%)

資金不足比率	平成25年度	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0

(注) 上記表中の「—」は、下水道事業会計及び水道事業会計に資金不足額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、下水道事業会計及び水道事業会計の資金不足比率がマイナス比率(資金剰余)となるためである。

2 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 25 年度の実質赤字比率について、早期健全化基準は 13.15%であるが、前年度に引き続き実質赤字額は少ない。

② 連結実質赤字比率について

平成25年度の連結実質赤字比率について、早期健全化基準は18.15%であるが、前年度に引き続き連結実質赤字額は少ない。

③ 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は2.7%（前年度4.0%）となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

平成 25 年度の将来負担比率について、早期健全化基準は 350.0%であるが、将来負担額は少ない。

⑤ 資金不足比率について

平成 25 年度の下水道事業会計及び水道事業会計の資金不足比率について、経営健全化基準は 20.0%であるが、前年度に引き続き資金不足額は少ない。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。